

諮問番号：諮問第 218 号

答申番号：答申第 218 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 62 条第 3 項の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

これまでの福祉行政接遇の不備、いたらなさ、心情の不理解の反省、職員の謝罪の弁が無く、上司は職員の申し送りを（職員は都合の悪いことは申し送りを行っていない）鵜呑みにし、食い違いのすり合わせを行わなかった。

廃止への異議申し立てがなく、受け入れてもらいたいのであれば、処分庁の反省の弁、反省文書を添えることをせずに、姑息手段（遡及）の後出しジャンケンで廃止を決定したことに不服である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って、適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

処分庁は、審査請求人が法第 27 条第 1 項に基づく令和元年 6 月 6 日付け及び同年 7 月 25 日付けの指導・指示に従わず、法第 62 条第 1 項の指示に従う義務に反したことから、同条第 4 項に基づき弁明の機会を付与したうえ、令和元年 9 月 19 日に同年 9 月 12 日付けで審査請求人の法による保護（以下「保護」という。）を廃止する処分（以下「前

回廃止処分」という。)を行ったものであると主張している。

また、処分庁は、処分理由の提示不十分により前回廃止処分が取り消されたが、前回廃止処分に至った経緯や処分内容には、違法または不当な点はないことを再確認したため、令和4年9月27日に再度令和元年9月12日を廃止時期として本件処分を行うこととし、法第62条第4項に基づき弁明の機会を付与したうえ、令和4年10月25日に本件処分を行ったと主張している。

上記を踏まえ、本件処分の前提となる指導指示、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 指導指示について

ア 指導指示の内容について

(ア) 収入申告書及び資産申告書の提出について

法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨を定めている。

処分庁は令和元年5月末までに審査請求人から収入申告書が提出されていないことから、令和元年6月6日付けで「届出の義務の履行について」と題する指導・指示書を交付しており、収入申告書及び資産申告書の提出等について審査請求人に対し指導指示を行ったものと認められる。

さらに、処分庁は、令和元年7月25日時点で審査請求人が指導指示に従っていないことから、同日付けで「届出義務の履行について(2回目)」と題する指導・指示書を交付しており、収入申告書及び資産申告書の提出等について審査請求人に対し指導指示を行ったものと認められる。

このことは、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11の2の(1)のキの「次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行なわないとき」に該当すると認められ、指導指示の内容として不合理的な点はない。

(イ) 指導指示の内容の実現可能性について

法第27条第1項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法第

62条第3項に基づく保護の廃止等をするのは違法になると解される（最高裁第一小法廷平成26年10月23日判決・最高裁判所裁判集民事248号1頁）。

本件処分に係る指導指示の内容は、平成30年3月以降の世帯収入について収入申告書の提出により申告すること及び平成30年度中の資産の状況について資産申告書の提出により申告することであるところ、当該内容は、客観的に実現不可能又は著しく実現困難な内容であるとは認められない。

(ウ) したがって、処分庁が審査請求人に対し、指導指示を行ったことに不合理な点はない。

イ 審査請求人が書面による指導指示に従わなかったことについて

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条は、法第62条第3項に規定する指導指示違反による保護の変更、停止又は廃止処分は、保護の実施機関が、書面によって行った指導指示に従わなかった場合に行使することとされているところ、審査請求人が書面による指導指示に従わなかったといえるか検討する。

審査請求人は、処分庁から平成30年3月以降の世帯収入について収入申告書の提出により申告すること及び平成30年度中の資産の状況について資産申告書の提出により申告することについて書面によって指導指示を受けているが、審査請求人は前回廃止処分までにいずれの申告書についても提出しておらず、処分庁の指導指示に応じなかったことが認められる。

以上のことから、審査請求人は書面による指導指示に従わなかったものと認められる。

(2) 本件処分の程度について

ア 指導指示の内容について

法第62条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止、又は廃止をすることができる」と規定しているところ、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11の間1では、指導指示に従わない場合の取扱いについて、指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととされている。

本件についてみると、処分庁が行った指導指示は、平成30年3月以降の世帯収入

について収入申告書の提出により申告すること及び平成 30 年度中の資産の状況について資産申告書の提出により申告することであり、これらは適正な保護の実施のために欠かせない事項であるため、軽微なものとは認められない。

イ 本件処分による保護の廃止について

最近 1 年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったときは、保護を停止することなく保護を廃止することとされている。

処分庁は、1 年以内に、収入申告書等の提出を求める指導指示を二度行ったにもかかわらず、審査請求人はこれに従わなかったことから、本件処分を行っている。

よって、本件処分により審査請求人の保護を停止することなく廃止することに、不合理な点はない。

ウ 弁明の機会における審査請求人の主張について

審査請求人は、弁明の機会に際し、指導指示違反をした理由として、指導指示違反をした理由は当時の職員の接遇の悪さのためであり、審査請求人の個人的な事情はないと主張している。そして、処分庁は令和 4 年 10 月 25 日にケース診断会議を開催し、弁明の機会において審査請求人が申し立てた理由では、指導指示違反をした正当な理由とは認められないため、令和元年 9 月 12 日を廃止時期として保護を廃止することを決定している。

処分庁の指導指示の内容は客観的に実現不可能又は著しく実現困難な内容とは言えず、職員の接遇が悪いという審査請求人の主張は指導指示違反をした正当な理由とは認められない。

したがって、処分庁が審査請求人の主張を採用せず、本件処分を行ったことに不合理な点はない。

(3) 本件処分に至る手続について

ア 文書による指導指示について

局長通知第 11 の 2 の (4) では、法第 27 条による指導指示について、口頭で行うことを原則とし、これによって目的を達せられないとき等に文書による指導指示を行うことと定められている。

本件において、処分庁は、書面による指導指示以前に、収入及び資産について申告する義務があることについて口頭による指導指示を行った上で、法第 27 条に基

づいた文書による指導指示を行っている。

したがって、処分庁は局長通知第 11 の 2 の (4) に沿った指導指示を行ったものであると認められる。

イ 弁明の機会の付与について

法第 62 条第 4 項は、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならず、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない旨を規定している。

処分庁は、本件処分に係る「弁明の機会の付与通知書」を審査請求人に提示し、当該通知書を審査請求人に送付したことが認められる。当該通知書には、本件処分を行う理由、弁明をすべき日時及び場所が示されている。

そして、処分庁は審査請求人に対し弁明の機会を与えたことが認められる。

したがって、処分庁は審査請求人に対し、法第 62 条第 4 項に基づき弁明の機会を付与した上で本件処分を行ったものであると認められる。

ウ 理由の提示について

保護廃止決定通知書には保護廃止決定の理由が具体的に記載されており、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がされたか、審査請求人においてその記載自体から了知し得るものと認められる。

したがって、本件処分における理由の提示に不合理な点はない。

以上のとおり、本件処分の前提となる指導指示、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 8 月 3 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 9 月 20 日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第62条第1項は、保護の実施機関が法第27条の規定による指導指示をしたときは、被保護者は当該指導指示に従わなければならない旨を規定し、法第62条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の指導指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を規定している。そして、課長通知第11の間1の答において、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準が示されており、同答3(1)では、「最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは健診命令違反があったとき」は、保護を廃止することとされている。

また、法第62条第4項は、同条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない旨を規定している。

事件記録によれば、処分庁は、審査請求人が収入申告書及び資産申告書を提出していないことから、法第27条第1項の規定に基づき、令和元年6月6日付け及び同年7月25日付けで書面により指導指示を行ったが、審査請求人は、保護の実施機関である処分庁によるこれらの指導指示に従わなかったことが認められる。そうすると、処分庁が、審査請求人の対応は課長通知第11の間1の答3(1)に該当するとして、審査請求人に対する保護を廃止したことに不合理な点はない。

また処分庁は、審査請求人に対し、法第62条第4項の規定に基づく弁明の機会を付与した上で本件処分を行っており、本件処分に至る手続に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子